

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第115号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

令和7年2月7日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギを採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第4条の規定に基づく、うなぎ稚魚漁業の許可を受けたものが採捕する場合並びにウナギを釣りにより採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の適用区域

- （1）矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端とみやま市高田町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- （2）塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市橋本町の最南端と柳川市大和町大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- （3）沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ	1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで
テナガエビ	4月1日から9月30日まで
アユ	10月1日から12月31日まで
コイ	4月1日から7月31日まで
ウナギ	1月1日から3月31日まで

4 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで